

第59回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラム in しずおか～

～継承と改革 静岡から未来へ～

期 間 2026年8月28日(金)～30日(日)

会 場 静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ

手話施策推進法が、2025年6月、衆参両議院全会一致で可決・施行されました。これは全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会など関係団体による15年間の運動の成果によるものです。本法律では、国および地方公共団体に実施の責務があることが定められ、あわせて財政上・法制上の措置を講じなければならないと明記されています。しかし、実際には各自治体の障害者計画に反映させていくことが求められているため、各支部の取り組みがこれまで以上に重要となってきます。

このような中、「東京2025デフリンピック」の開催に向け、キャラバンカーが全都道府県を巡り、各地でイベントが開催されました。11月の大会では目標人数を大きく超える人々が会場で競技を観戦し、国際交流が行われ、「きこえないこと」や「手話言語」が広く社会に発信された一年でした。今後は、この成果を次世代に継承するための運動が大切です。

2026年夏、そのデフリンピックの自転車競技が開催された静岡県において、サマーフォーラムが開催されます。静岡県手話通訳問題研究会(静岡研)のリーフレットの冒頭にあるのは「1970年 松島さん解雇撤回運動」です。これにより「ろう者の権利を守る手話通訳」の必要性が高まり、1976年、静岡支部が誕生しました。その2年後1978年に、夏集会を開催しています。

あれから約半世紀、再び静岡の地で集会が開催されます。「聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上」を目指し、全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会が共に運動していくため、さらなる改革が必要です。集会のテーマは「継承と改革 ～静岡から未来へ～」です。受け継ぐべきものは受け継ぎ、変えるべきものは変える。静岡の地で仲間と共に考え、よりよい未来へ羽ばたいていきましょう。

主 催:一般財団法人全日本ろうあ連盟／一般社団法人全国手話通訳問題研究会

主 管:公益社団法人静岡県聴覚障害者協会／静岡県手話通訳問題研究会

後援(予定):内閣府／厚生労働省／文部科学省／静岡県／静岡市／静岡県市長会／静岡県町村会／静岡県議会／静岡市議会／静岡県教育委員会／静岡市教育委員会／社会福祉法人静岡県社会福祉協議会／社会福祉法人静岡市社会福祉協議会／社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会／特定非営利活動法人静岡市身体障害者団体連合会／特定非営利活動法人静岡県中途失聴・難聴者協会／特定非営利活動法人静岡盲ろう者友の会／公益財団法人するが企画観光局／朝日新聞静岡総局／静岡新聞社・静岡放送／中日新聞東海本社／毎日新聞静岡支局／読売新聞静岡支局／テレビ静岡／静岡朝日テレビ／静岡第一テレビ／NHK 静岡放送局

協 力:静岡県手話通訳士協会／静岡県手話サークル連絡会

<事務局>「第59回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラム in しずおか～」実行委員会

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1番70号

公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 内

TEL 054-254-6303 FAX 054-254-6294

E-mail 59summer.sz@gmail.com

ホームページ <https://sites.google.com/view/59sf-shizuoka/>

【日程】

■第1日目 2026年8月28日(金)

9:00	11:00	12:30	13:00	13:30	17:00	18:00	18:30	20:30
リハーサル	講座・分科会 司会者・共同研究者 打ち合わせ	受付	オープニング	開会式／特別報告／特別講演／ 記念講演	移動	受付		交流会

■第2日目 2026年8月29日(土)

9:00	9:30	11:30	12:30	14:30	14:45	16:45	17:00	19:00
受付	講座Ⅰ 分科会①～⑥	昼食	講座Ⅱ 分科会①～⑥	休憩	講座Ⅲ 分科会①～⑥	移動		諸会議

■第3日目 2026年8月30日(日)

9:00	9:20	11:20	11:50	12:50
受付	講座Ⅳ 分科会①～⑥	移動	閉会式 引継ぎ式	

***開場は8時30分です。その前に入館はできません。**

【開 会 式】 日 時:2026年8月28日(金)13:30～14:10
会 場:グランシップ(静岡市駿河区東静岡2丁目3番1号)

【特別報告・特別講演】
日 時:2026年8月28日(金)14:20～15:20
会 場:グランシップ(静岡市駿河区東静岡2丁目3番1号)

【記念講演】 日 時:2026年8月28日(金)15:30～17:00
会 場:グランシップ(静岡市駿河区東静岡2丁目3番1号)

【交 流 会】 日 時:2026年8月28日(金)18:30～20:30
会 場:ホテルグランヒルズ静岡(静岡市駿河区南町18-1)
参加費:10,000円

【講座／分科会】 日時:2026年8月29日(土)9:30~16:45
 8月30日(日)9:20~11:20
 会場:グランシップ(静岡市駿河区東静岡2丁目3番1号)

【閉会式】 日時:2026年8月30日(日)11:50~12:50
 会場:グランシップ(静岡市駿河区東静岡2丁目3番1号)

【こども企画】 日時:2026年8月28日(金)~8月30日(日)
 会場:静岡県立焼津青少年の家(焼津市石津 2259-408)

【日程】						
1日目 2026年8月28日(金)						
12:30	13:00	13:30		15:00	15:30	終日
受付集合	移動	静岡科学博物館 る・く・る	移動	焼津青少年の家 宿泊 夕食、入浴、交流		
2日目 2026年8月29日(土)						
	9:00	12:00	13:30	17:30	19:00	
焼津青少年の家で過ごします						
朝食	七宝焼き	昼食	黒はんぺん 作り	夕食	キャンプ ファイヤー	
3日目 2026年8月30日(日)						
	9:00	11:50	12:50			
朝食	移動	グランシップ 閉会式にて こども企画発表	解散			

【記念講演】

テーマ:樹木の心と語り合う

～樹木からのメッセージ～

つかもと

講師:塚本 こなみ

(公益財団法人浜松市花みどり振興財団
はままつフラワーパーク理事長)



<プロフィール>

1949年静岡県磐田市生まれ。1971年、造園業を営む夫に嫁ぐ。夫の仕事を手伝う中で、一級造園施行管理技士を取得。1984年、樹木・緑地の育成管理会社「グリーンメンテナンス」を設立。1992年、女性として初めての樹木医資格を取得。1993年、造園コンサルティング会社「環境緑化研究所」を設立。1994年より、あしかがフラワーパーク(栃木県足利市)の大藤移植に着手し、2年後に成功。1999年に同園園長に就任し、日本一の来園者数へと導く。2013年、静岡県浜松市にある「はままつフラワーパーク」の再建の期待を受け理事長に就任。年間 30 万人未満だった来園者を2年間で77万人へ増加させた。徹底したお客様目線で来場者を魅了し、リピーターを生み出す「感動分岐点経営」が注目されている。理念は【みどりにやさしい街】をつくりたい。みどりにやさしい街づくりは、私達人間が永続的に快適な生活を過ごせる条件であり、また、美しい景観造りへとつながる。

<講演内容>

栃木県のあしかがフラワーパークとの縁は、根元径100cm以上、300畳ほどに広がる巨大な藤の移植から始まりました。樹木医になって1年ほどの頃で、藤の移植は初めての経験。それを2年がかりで成功させました。そこには常識にとらわれず、前例に縛られず、諦めない自由な発想がありました。同時に大切にしてきたことは、藤の声を聴き、藤の立場で考える姿勢です。相手をよく見て、考えることの大切さを通して、全日本ろうあ連盟・全国手話通訳問題研究会の活動を改めて考えていく機会とします。

【講座】

A 講座＜体験学習＞ 日本一高い「富士山」と日本一深い「駿河湾」を一望する、体験学習を行います。

2013年に世界文化遺産に登録された富士山は、次代へ受け継ぐものの一つです。そのためには時代に合わせ変わっていくことも必要。今年のテーマは「継承と改革」。見上げる富士山は同じでも、感じる富士山は皆違います。あなたの継承と改革は何ですか？富士山をめぐり考えましょう。

※13ページの集会参加申込みのご案内を事前にご確認の上お申し込みください。

■コースの概要

①日本平(にほんだいら)コース

駿河湾と富士山、伊豆半島が一望できる日本平。ロープウェイで徳川家康公を祭神に祀る久能山東照宮へ移動。魅力いっぱいのエスパルスドリームプラザを見学した後は、古くから絵画や和歌の題材になってきた富士山のビュースポット、三保の松原を散策します。

②富士宮(ふじのみや)コース

富士山の麓に広がる美しいまち富士宮市を巡ります。富士山世界遺産センターで富士登山を疑似体験。富士山の伏流水を使用している酒蔵を見学し、その後は、高さ20m・幅150mの絶壁から大小数百の滝が流れ落ちる白糸の滝をご覧いただきます。

■旅行代金

①日本平コース：お一人 12,000円(税込)

②富士宮コース：お一人 13,000円(税込)

■定員

①日本平コース：40人

②富士宮コース：40人

※①②とも定員を超えた場合は同行希望者、支部単位など一切考慮せず完全な抽選で行います。

■旅行代金に含まれるもの

交通費、有料道路代、昼食代、施設の入場料など

8月29日(土) ※両コースとも観光バスで移動します

① 日本平コース 9:00集合

静岡駅 → 日本平・久能山東照宮 → なすび(昼食) → エスパルスドリームプラザ
→ 三保の松原 → 17:00頃静岡駅着予定

② 富士宮コース 9:00集合

静岡駅 → 静岡IC → 富士川SIC → 富士山世界遺産センター
→ 朝霧高原ドライブイン もちや(昼食) → 富士高砂酒造(酒蔵見学)
→ 白糸の滝 → 17:00頃静岡駅着予定

8月30日(日) 会場:グランシップ

① 日本平コース・② 富士宮コース 合同講義 9:20～11:20

「静岡の魅力発見～自然や歴史、人など様々な視点から探る～」

講師 矢澤 和宏 氏(歴史地理学会会員/焼津市文化財保護審議会委員 他)

B 講座<入門>

ろうあ運動や手話活動、そして運動の歴史を改めて学びます。また、手話の魅力について、ろう者の語りから学びます。

I	<p>「これからの私たちの運動～さまざまな課題に立ち向かうために～」</p> <p>講師 河原 雅浩 氏(一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p> <p>昨年は、東京 2025 デフリンピックの開催、手話施策推進法の成立と、私たちの運動にとって画期的な成果があった一年でした。しかし、これで終わりではありません。デフリンピックのレガシーの活用、手話施策推進法に基づく施策の策定、実施の取り組みを進めていかななくてはなりません。</p> <p>また、手話通訳者等の人材不足、根強く残る優生思想や差別、急速に進歩するAIやICT技術とそれに伴う社会の変化など、さまざまな課題に直面しています。これらの課題にどう立ち向かっていくか、過去を振り返りながら一緒に考えていきます。</p>
II	<p>「全通研を学ぼう！」</p> <p>講師 伊藤 正 氏(一般社団法人全国手話通訳問題研究会)</p> <p>2025 年は、手話施策推進法の制定、デフリンピックの開催など大きな動きがあった年でした。これは、障害者権利条約の批准を経て、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定など、手話に関わる法制度の進展を踏まえた結果と考えます。</p> <p>このような中、創立 50 周年を超えた全通研の活動と魅力について、これまでの全通研の取り組みを振り返りながら、さまざまな視点からあらためて学んでいきます。</p>
III	<p>「静岡県の手話通訳制度の歴史」</p> <p>講師 幡鎌 美恵子 氏(静岡県聴覚障害者情報センター 所長)</p> <p>昭和45(1970)年の松島解雇撤回闘争では、静岡県の手話通訳者は一人きり、京都から伊東雋祐氏(全通研初代運営委員長)の助けを借りて裁判を戦いました。そこから始まった手話通訳制度作りは、行政による保障を求める運動でした。平成 16(2004)年、県内全市町に手話通訳者派遣事業立ち上げを行います。全国が障害者自立支援法への対応で混乱する中、その取り組みは注目されました。静岡県の歴史や特徴から、今後の制度作りについて学びます。</p>
IV	<p>「聾学校校名変更反対運動」</p> <p>講師 山本 直樹 氏(公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 副会長)</p> <p>『聾学校』は、ただの名前じゃない。それはろう者の文化であり、言語であり、歴史そのものだ。2008年4月1日、静岡県聾学校の名前が消えた。それでも、私たちはずっと『聾学校』と呼び続けるだろう。2007年12月から4か月間にわたって続いた「聾学校校名変更反対運動」。その裏で何が起こり、どう動いたのか。名前に込められた意味をひも解きながら、これから私たちが聾学校とどう関わっていくべきかを考えます。</p>

C 講座<人権・福祉>

人として生きる権利を奪われることが、どんな事なのかを一緒に考えていきましょう。

I	<p>「袴田事件 ～冤罪を繰り返さないために～」</p> <p>講師 山崎 俊樹 氏(元袴田事件支援団体 事務局長)</p> <p>2024年9月26日に無罪判決が確定した袴田巖さんの支援団体を22年前に立ち上げ、事務局長として「衣類のみそ漬け実験」を行い無罪立証で重要な役割を果たしました。捜査を巡る長年の課題、検察の証拠開示、再審の進め方など、無罪確定までに58年を要した事件の教訓を語っていただきます。</p>
II	<p>「旧優生保護法裁判 ～私たちが勝ち得たもの、そして残された課題～」</p> <p>講師 宇佐美 達也 氏(弁護士/旧優生保護法問題静岡弁護士)</p> <p>優生保護法は、法の下での平等を謳う日本国憲法施行下の1948年に全会一致で成立しました。この法律を生み出した背景は何か、優生政策や優生思想とは何か。裁判こそ終わりましたが、残された課題は何か。お話をききながら、みんなで一緒に考えましょう。</p>
III	<p>「松島解雇事件 ～静岡県の手話通訳の原点に学ぶ～」</p> <p>講師 松島 謙司 氏(静岡県ろうあ福祉連合会 初代青年部長)</p> <p>当時、社会的に劣悪な雇用条件におかれた障害者への、突然の「解雇通告」。松島青年は強い意志と信条を持ち、浜松ろう学校などに支援を訴えました。その支援の輪が広がるにつれ、コミュニケーションの問題がきこえる人々からも問われることとなっていきました。今日のろうあ運動の道標であり、私たちの活動の原点ともいえる事件から学びます。</p>
IV	<p>「第五福竜丸事件 ～核兵器のない世界へ～」</p> <p>講師 杉山 厚子 氏(第五福竜丸 元漁労長 ご息女)</p> <p>米国の水爆実験で、静岡県焼津市のマグロ漁船「第五福竜丸」が被爆した「ビキニ環礁水素爆弾実験」から72年。元乗組員に浴びせられた心ない言葉、元漁労長の苦しみなどについて、当時の焼津市の状況等をふまえ、語っていただきます。</p>

D 講座<地域づくり>

地域づくりとは、人とのつながりとは何かについて、多角的な取り組みから学びます。

I	<p>「全国初の“地球環境史”ミュージアムから～地域の生物を、調べて伝えることの意義～」</p> <p>講師 岸本 年郎 氏(ふじのくに地球環境史ミュージアム教授)</p> <p>地球上には約150万種の生物が記載・命名されていますが、実際には900万種程度が存在すると推定されています。私たちは地球の仲間の全貌の 1/6 程度しか知らない計算になり、身近な環境からも新種が続々と発見されています。そして、日本列島には多様な環境があり、それぞれの場所にユニークな生態系が存在し、固有の種が暮らしています。静岡という地域を例に、生物多様性の豊かさとお話いただきます。</p>
II	<p>「ご近所から始まる地域づくり」</p> <p>講師 太田 晴康 氏(前静岡福祉大学学長/アトスペース焼津代表)</p> <p>地域づくりと言えば、行政の地域福祉計画を思い浮かべる人が多いだろう。しかし、行政主導ではなく、その地域に住む市民の1人として何ができるかと考えたことがきっかけで、個人で取り組みを始めた。そうした考えを持つ個人・民間の力で地域づくりができるのではないか。一つの自治会に一人そのような考えの人がいれば大きな力になるにちがいない。私達の地域を元気にするため参考となる、そんな地域づくりの試みを紹介していただきます。</p>
III	<p>「中山間地のにぎわいを」</p> <p>講師 加藤 伸一郎 氏(NPO 法人複合力理事長/静岡研事務局員)</p> <p>講師は手話通訳活動を40年以上続け、全通研の運営委員(現理事)も務めた。10年以上前から中山間地の地域おこし活動を続け、毎年市民数十人とともに耕作放棄地で米や麦を栽培、その米や麦を使った地ビールや日本酒、味噌づくり。それらを使った、ジェラートショップや草木染工房の運営もしています。</p> <p>さまざまな取り組みから感じていることを整理して、活動を続ける時に必要なこととは何かを再確認するヒントをいただきます。</p>
IV	<p>「パラスポーツを応援する」</p> <p>講師 瀬戸脇 正勝 氏(NPO 法人静岡 FID サッカー連盟理事長)</p> <p>「静岡県にはパラスポーツ専用、あるいは障害のある方が優先的に使用できるサッカーコートがない」この言葉から『IAI パラスポーツパーク』は誕生しました。株式会社アイエイアイの「地域の方が集い、語らい、スポーツを楽しめる場になる」この意志のもと、手探りでスタートした施設の管理運営者としての、お話をお聞きします。</p>

【分科会】

《第1分科会》 仲間づくりと学習

これまで聞こえない人や手話通訳者に関わるさまざまな課題の解決に向け、私たちは仲間とともに運動を展開してきました。

手話通訳や手話サークル活動、地域、職場で聞こえない人と関わる人たち、福祉、医療、教育の専門家、若い世代など多様な人たちに働きかけ、ともに運動する「仲間づくり」について考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・学習会の目的とその役割、課題や改善策について考えよう
- ・手話サークルや地域班の仲間づくりについて考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「手話活動と子育て意見交換会の開催」新潟県手話通訳問題研究会 N-Action にいがた
- ・「青年部と N-Action でつくる地域の若者手話サークル」福井県手話通訳問題研究会
- ・「大学学園祭における手話普及活動について」福島県手話通訳問題研究会
- ・「手話活動と子育てオンライントークの開催」新潟県手話通訳問題研究会 N-Action にいがた
- ・「手話を用いた映画・ドラマ・映像作品の事例」愛知県手話通訳問題研究会 東三河班
- ・「静通研会報が伝えるもの」静岡県手話通訳問題研究会
- ・「N-Action ほっかいどうの設立までの経緯とこれからの展望」全通研北海道支部 N-Action 部
- ・「宮通研 N-Action 班のあゆみ 設立経緯・活動内容・成果」宮城県手話通訳問題研究会 N-Action 班
- ・「手話カフェ N-Action 定期開催の取り組みと成果」全国手話通訳問題研究会栃木支部
- ・「デジタル時代の情報発信と仲間づくり」福井県手話通訳問題研究会

《第2分科会》 手話通訳者の仕事

手話通訳者の業務内容は、障害福祉分野のみならず、医療、教育、生活、司法、労働、社会参加など多岐にわたります。

近年、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話施策推進法の施行、手話言語条例の制定、地域共生社会の取り組みなど、社会情勢は変化し、遠隔手話サービスや電話リレーサービスといったデジタル社会でのオンラインを活用した情報保障など、手話通訳業務の広がりがみられます。手話通訳業務ときこえない人への支援について情報交換し、「手話通訳の仕事」についての議論を深めましょう。

◆討論の柱◆

- ・手話通訳者の業務を振り返り、専門性や健康問題を考えよう
- ・社会的要請に応える、聞こえない人たちが望む(求める)手話通訳者像とは

【過去のレポート(参考)】

- ・「手話通訳あり方班の活動報告」全国手話通訳問題研究会東京支部
- ・「都道府県および政令指定都市における手話通訳者を対象にした研修に関する調査」京都府聴覚障害者協会

- ・「札幌市手話制度50周年の業務を振り返る」公益社団法人札幌聴覚障害者協会
- ・「手話通訳ユニフォームに関する取組」全国手話通訳問題研究会熊本支部
- ・「静岡県における手話通訳者の健康対策のあゆみ」静岡県手話通訳問題研究会健康対策部
- ・「派遣コーディネーター 連絡・調整担当者の業務と役割」全通研東京支部手話通訳あり方班
- ・「医療班活動のあり方と今後の取組み」兵庫手話通訳問題研究会

《第3分科会》 手話通訳制度・しくみづくり

きこえない人の社会参加には、各分野の情報保障やコミュニケーション保障が必要です。手話通訳制度が拡充し、医療、教育、労働、災害時など合理的配慮がなされるよう、「手話通訳制度・しくみづくり」について考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・市町村事業と都道府県事業の実施状況と問題点・課題について考えよう
- ・手話通訳者の養成、認定、設置、派遣の制度の課題と取組みについて考えよう
- ・養成についての連携のあり方(大学等での手話通訳者の養成)について考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「若年層の手話通訳者養成モデル事業(山口県立大学)の取組」一般社団法人山口県ろうあ連盟
- ・「聴覚障害者の暮らしを支える意思疎通支援者・相談員体制を拡充するために 地域生活支援事業の抜本的な制度拡充を進めよう」京都府聴覚障害者協会/京都手話通訳問題研究会
- ・「愛知の現状を知る学習会」愛知県手話通訳問題研究会
- ・「聴覚障害者と就労支援事業」京都手話通訳問題研究会
- ・「聴覚障害者が働く職場での情報保障の現状」社会福祉法人富山県聴覚障害者協会

《第4分科会》 地域でいきいきと暮らすために

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話施策推進法の施行や手話言語条例の制定が広がる中、きこえない人の暮らしはどう変わったのでしょうか。

子育て、就労、高齢化、防災など地域におけるきこえない人の課題を出し合い、すべての人がいきいきと暮らすことができる地域づくりについて考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・きこえない人の子育て、就労、高齢化、健康、防災、その他、暮らしの中のさまざまな課題について考えよう
- ・すべての人が、地域でいきいきと暮らすための取組みについて考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「島根県支部医療班の活動2023」全国手話通訳問題研究会島根県支部
- ・「介護事業から見る社会 最後までほほえみで」公益社団法人札幌聴覚障害者協会
- ・「山城ネットワークの暮らし方研修会」京都手話通訳問題研究会
- ・「避難所で使う指差し手帳で意思疎通を 京都市北区での取組み」京都市聴覚障害者協会北支部/京都手話通訳問題研究会市内班/京都市難聴者協会北支部/京都市手話学習会
- ・「防災・減災学習会 防災デフネットほくととの取組み」山梨県手話通訳問題研究会

- ・「2024年島根県支部医療班の活動」全通研島根県支部
- ・「きこえない人のひとりぼっちをなくそう PROJECT の活動」公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会/兵庫手話通訳問題研究会/社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会
- ・「聞こえない・聞こえにくいこどもと、その家族のつどい」鹿児島県手話通訳問題研究会

《第5分科会》 手話の拡がりを感じる社会に

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話施策推進法の施行、手話言語条例の拡がりなどで、きこえない人の社会参加が拡大する一方で、手話での日常会話や、手話通訳ができる人材が求められています。

きこえない人のよりよい暮らしのためには、ろう運動やきこえない人にとって手話が欠かせない大切な言語であることへの理解の拡がりが必要です。手話奉仕員養成、手話通訳者養成、理解普及を目的とした出前講座など、手話への理解と手話通訳ができる人材育成の大切さを拡げるための取り組みには、どのような視点が必要なのかみんなで考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・手話啓発の視点での手話講座、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座等のあり方について考えよう
- ・きこえない人の暮らしやろう運動について学び、身近に感じてもらうための講座づくりを考えよう
- ・指導方法、テキストの使い方などについて考えよう(地域・大学等の養成講座も含む)

【過去のレポート(参考)】

- ・「西都手話サークルにおける手話学習者拡大の取り組み～若者の手話学習者拡大と中学生以下の手話学習者～」全国手話通訳問題研究会宮崎支部
- ・「若年層の手話通訳者養成モデル事業(厚生労働省委託事業)」京都手話通訳問題研究会
- ・「どうすれば早く手話が上達するのか～手話の口形・口型について～」一般社団法人大阪手話通訳問題研究会
- ・「新潟県手話通訳者の養成について」一般社団法人新潟県聴覚障害者協会
- ・「どうすれば手話が上達するのか～RS ロールシフト・リファレンシャルシフトについて～」一般社団法人大阪手話通訳問題研究会手話研究班
- ・「若者の手話学習者拡大と中学生以下の手話学習環境～西都手話サークルにおける活動の報告とこれから～」全通研宮崎支部西都班
- ・「ろうあ被爆者の体験を紙芝居と手話語りで伝える取り組み」全国手話通訳問題研究会長崎支部

《第6分科会》 身近な課題を社会の課題に

全国の仲間の運動が、きこえない人や手話通訳者に関わるさまざまな課題を解決する原動力となってきました。

全国の自治体で制定が進んできた手話言語条例や情報コミュニケーション条例、差別解消に関する条例などの取り組みと課題について考えましょう。

また、現在地域福祉計画、障害者計画など、市民、県民を巻き込んでの取り組みと制度、しくみについて考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・各地の制度改革や政策提言の運動と課題について考えよう
- ・手話言語条例や情報コミュニケーション条例等の取り組みについて考えよう
- ・地域課題の解決に向けて他団体と連携する取り組みについて考えよう
- ・地域福祉計画、障害者計画等、社会的合意に向けての取り組みについて考えよう
- ・差別解消、合理的配慮の取り組みについて考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「コミュニケーション条例制定後の地域活動の成果」愛知県手話通訳問題研究会東三河班豊橋市/豊橋市聴覚障害者協会
- ・「聴覚障害者の豊かな暮らしを築く相楽ネットワーク委員会の条例制定委員会」京都府聴覚障害者協会相楽支部
- ・「沼津市手話言語条例制定への歩み・制定後の取り組みについて」静岡県手話通訳問題研究会東部班/沼津市聴覚障害者の会
- ・「岡山県下全ての自治体で手話言語条例が制定された経過と、制定後の取組み」全通研岡山県支部
- ・「九州国立博物館ボランティア手話部会20年のあゆみ」福岡県手話通訳問題研究会九州国立博物館班
- ・「聴覚障害者のフレイル予防活動」山梨手話通訳問題研究会

集会参加申込みのご案内

■お申込み方法について

1. 参加資格

- 主催団体の会員…記念講演と、講座または分科会のどちらかに参加できます。
- 主催団体に加入していない一般参加者…記念講演および講座に参加できます。

2. 集会参加費

- 主催団体の会員……………6,000 円
- 主催団体に加入していない一般参加者……………9,000 円

3. 集会参加費以外の費用

- 交流会(8月28日)……………10,000 円
- 昼食弁当・お茶はつきません(8月29日)……………1,200 円
- 保育(1人1日あたり)……………1,000 円
- こども企画(8月28日～30日)……………13,000 円

※こども企画については29日からの参加の場合も同一金額となります。

※集会、交流会、保育、こども企画、お弁当は旅行契約ではありません。

※集会、交流会、保育、こども企画は実行委員会からの依頼に基づき、株式会社 JTB 静岡支店が代行受付、代行収受を行います。

4. 参加申込み方法

(1)6月20日(土)までに、集会案内サイトから個人でインターネット申込み、もしくは、参加申込書を直接、JTBにFAXで送信してください。各都道府県の全日本ろうあ連盟(以下、連盟)加盟団体、全国手話通訳問題研究会(以下、全通研)支部を通した申込みではありません。ご注意ください。

(2)個人による実行委員会への直接の申込みはできません。

(3)FAXで申込みをされる方は、別紙申込用紙にハッキリと記入してください。

(4)各講座、各分科会とも申込み多数の場合は、第2希望に変更させていただく場合があります。

(5)実行委員会から各都道府県の連盟加盟団体、全通研支部責任者に会員資格の有無の確認を行います。その結果、集会参加費が変更になる場合があります。

(6)集会にかかる参加費用は、マイページよりクレジット決済、または銀行振込でお願いします。

※ご登録いただきました個人情報、本集会に関する目的以外には一切使用しません。

5. 申込先

(1)インターネット申込

集会申込サイト <https://amarys-jtb.jp/summerforuminshizuoka/>

(2)FAX 申込

株式会社 JTB 052-446-7358

6. 申込期間

2026年5月1日(金)10:00～2026年6月20日(土)23:59

7. 各都道府県の連盟加盟団体、全通研支部責任者の方へ

6月20日の締め切り以降に、実行委員会から申込者の会員資格の有無について連絡いたします。各ご担当で確認完了後に実行委員会事務局までご連絡ください。

8. キャンセルについて

(1)キャンセルについては、各自で JTB の集会申込サイトもしくはFAXにてご連絡ください。

(2)集会の申込みは、代金のお支払いを JTB が確認した時点で完了です。完了後のキャンセルについては、いかなる場合も集会参加費の返金には応じられません。あらかじめご了承ください。



■A 講座について

A 講座については、以下を必ずお読みいただきからお申込みください。

- ①コース 日本平コース
- ②コース 富士宮コース

旅行代金

集会参加費とは別に、旅行代金として①コース12,000 円、②コース13,000 円、が必要です。なお、途中での解散・途中下車はできません。

定員

A 講座の定員は、①コース 40 名、②コース 40 名です。定員を超えた場合は、抽選となります。抽選の際は同行者や支部単位等は、一切考慮せずに抽選します。

なお、①コース②コースとも、最少催行人員30名に達しない場合、中止となります。

申込方法

参加申込書には「A-①」または「A-②」と、希望コースの数字をご記入ください。

キャンセルについて

申込み完了(旅行代金のお支払い)後のキャンセルについては、24ページの表をご確認ください。

■こども企画について

1. 参加資格

保護者が集会に参加している小中学生が対象です。(定員 15 名/参加者が 5 名未満の場合は実施しません。) 8 月 28 日(金)及び 8 月 29 日(土)から 8 月 30 日(日)の集会終了まで、保護者とは全く別行動です。

2. 参加費

1人あたり・・・13,000 円(ボランティア行事保険料等を含む)

※後程送付する補償内容をご確認いただき、必要に応じて追加保険を各自でご加入ください。

※29日からの参加も移動等と経費が掛かるため、28 日と参加費は同じです。

※こども企画参加者の集会参加費は不要です。

3. 集合日時と場所

8 月 28 日(金)12:30～13:00 グランシップ受付

8 月 29 日(土) 9:00～ 9:30 グランシップ受付

4. 注意事項

定員 15 名に達し次第締め切ります。

特別な配慮が必要なお子様については、申込み時に実行委員会にご連絡をお願いします。実行委員会にて検討後、詳細を申込者にご連絡します。

なお、参加にあたっては同意書の提出が必要となります。

5. キャンセルについて

申込み完了(こども企画参加費のお支払い)後のキャンセルについては、いかなる場合もこども企画参加費の返金には応じられません。あらかじめご了承ください。

6. 免責事項

安全には万全を期しますが、主催者側に重大な過失があった場合のみ、賠償の責任をおうものとなります。

■保育について

1. 対象年齢

対象年齢は、3歳から就学前までのお子様です。

2. 保育料

1人1日あたり……1,000円(傷害保険料等含む)

3. 保育時間

8月28日(金)……12:45～17:15

8月29日(土)……9:00～17:00(昼食時にはお子様をお引き取りください)

8月30日(日)……9:00～12:00

4. 申込方法

参加申込書の該当欄に記入し、お申込みください。当日の申込みはお受けできません。

5. その他

お子様の飲み物、おやつは各自でご持参ください。保育の申込みがない場合は、保育は設けません。

6. キャンセルについて

申込み完了(保育料のお支払い)後のキャンセルについては、いかなる場合も保育料の返金には応じられません。あらかじめご了承ください。

■駐車場について

会場に駐車場がございます。ご利用ください。

なお、最新の情報はグランシップのホームページをご確認ください。

駐車台数	普通車約400台(うち車椅子使用者用7台)
利用料金	200円/1時間(グランシップご利用の方は1時間100円) ※館内の精算機でお帰りの際に精算して下さい。 ※入庫後24時間最大1,500円
利用時間	入出庫24時間

■情報保障について

1. 情報保障

記念講演には、情報保障者(手話通訳・文字情報)を配置します。

講座には、情報保障者(手話通訳・文字情報)を配置します。

※A講座の各コース見学中の文字情報については、事務局にご相談ください。

分科会には、情報保障者として手話通訳を配置します。

上記以外の情報保障については、事務局にご相談ください。

※盲ろう通訳・介助員については、各自で手配をお願いします。

盲ろう通訳・介助員の「お席」は準備いたしますので、参加申込書にご記入ください。

2. 申込方法

参加申込書に、必要な情報保障をご記入ください。

■書籍等販売について

1. 申込方法

- ・全日本ろうあ連盟加盟団体または全通研支部が、出版・制作・著作・編集及び監修した出版物及びビデオ、DVD等の販売を希望する場合、6月20日(土)までに、集会実行委員会へ申込みフォームにてお申込みください。

<https://forms.gle/zARSCs4cbXERY9DM6>

- ・会員等の自主出版物の販売を希望する場合は、所属している連盟加盟団体または全通研支部にご相談ください。



2. 販売方法

- ・書籍等販売は8月28日(金)～30日(日)の3日間実施します。
- ・集会当日の書籍等の販売・管理は、各申込者に責任を持っていただきます。
- ・電源は使用できません。
- ・ブース代は不要です。
- ・実行委員会では販売要員は用意しません。
- ・販売時間、販売物の事前郵送先など詳細については、後日、申込み者に実行委員会からご連絡します。

■分科会レポートについて

*例年と変更点があります。必ずお読みください。

主な変更 ・レポートは電子データ(WordとPDFの両方)で提出してください。

・本文の文字種は「BIZ UDP 明朝 Medium」

・レポート発表の手話通訳は、原則発表者の地元の手話通訳者でお願いします。

1. 提出締切

6月12日(金)までに、各都道府県の連盟加盟団体または全通研支部にご提出ください。

連盟加盟団体または全通研支部は、集約したレポートを6月19日(金)までに下記のレポート送付先メールアドレス宛に電子データでお送り下さい。印刷の都合上、締め切り厳守でお願いします。

2. 提出にあたっての注意事項

レポートは、個人名、事業所名だけでは提出できません。必ず、所属の連盟加盟団体名または全通研支部名を記入してください。

レポートは、電子データで保存しますので、Word(ワード)等で作成し、WordとPDFに変換したものの両方を、お送りいただくようお願いします。

<レポート送付先> E-mail:NRASLI@zentsuken.net

一般社団法人全国手話通訳問題研究会「サマーフォーラムレポート」係

地域で、集団で、レポートづくりを

(1) さまざまな実践の取り組みをレポートに

レポート作成にあたって、これまでの実践や活動などの取り組みの記録を振り返りながら、集団的に話し合うことが大切です。

サマーフォーラムを日々の学習や活動の節目と位置付け、全国各地の仲間との学習、交流を通して、今後の取り組みの方向性を明らかにしていきましょう。

(2) 集団的レポートづくりを

レポートをまとめる際、集団の目を通したレポートづくりに努力しましょう。一つひとつの事実が

どのような意味を持っているのかなど、みんなで話し合いながら、自分たちの取り組みをまとめてみましょう。

(3) 継続したレポートの発表も

分科会では、討論の最後に次の集会までに取り組む課題を確認し合います。確認された課題がどのように取り組まれたかは大いに期待されます。

(4) 話し合いたいことを分かりやすくまとめて

レポート発表の時間は限られています。討論したいことを参加者に分かりやすく、的確にまとめてください。

レポート作成にあたって

(1) 参加者には、集会申込後にレポート閲覧の URL をご案内します。(大会誌にも掲載します)。

分科会で十分に討論がされるためには、参加者が事前にレポートを読んで臨むことが大切です。発表者の話も分かりやすく、スムーズに討論も進みます。

レポートは電子データで保存しますので、Word(ワード)等で作成をお願いします。レポート提出の締切日は厳守してください。当日のレポートの持ち込みはできません。

(2) レポート作成は所定の書式で

レポートは、下記書式で作成してください。枚数は原則として片面 2 枚以内とします。届いたものをそのまま印刷しますので、PDF に変換したものも提出してください。

・サイズ・・・用紙/A4縦、文字/横書き

・四辺の余白・・・上下各 25mm、左右各 20mm

・一枚あたりの字数・・・35 字×40 行=1,400 字(一段組)

・本文の文字種は・・・「BIZ UDP 明朝 Medium」、文字サイズは「11 ポイント」

・タイトル、レポート作成者とその所属(連盟加盟団体または全通研支部)の記載は、5行分使用するものとする。

・レポートには、作成者が所属する連盟加盟団体名または全通研支部名を明記する。

・事業所や個人の取り組みをレポートとして提出する場合も、作成者が所属する連盟加盟団体名または全通研支部名を明記する。

・レポートは必ず連盟加盟団体または全通研支部を通して提出する。

(個人から直接の申請は受け付けません)

・連盟加盟団体または全通研支部は、『レポート提出票』を添えて、一般社団法人全国手話通訳問題研究会「サマーフォーラムレポート」係へ提出する。

※『レポート提出票』は、発表分科会名/レポートタイトル/所属団体および発表者名/必要な機材/特記事項を記入したもの

(3) レポートに対する「補足資料」の当日配布について

・提出レポートに対する「補足資料」の当日配布を認めています。

・「補足資料」は、司会者の許可を得てから配布してください。

・「補足資料」は、当該分科会の参加者分を準備して持参ください。(分科会ごとの参加者数については、速報等でお知らせする予定です)

また、参加者分とは別に、分科会司会者用 3 部と本部控え 2 部、情報保障者用 3 部の計 8 部提出してください。

・なお、「補足資料」も電子データで保存しますので、電子データをレポート係にメールで送ってください。パワーポイントで作成したものも含まれます。

・集会当日、会場内で印刷はできません。

(4) 視聴覚機材の利用申込みについて

- ・プロジェクター等の機器利用希望は、レポート提出時に『レポート提出票』にその旨を明記してください。(準備できない場合もありますので、ご了承ください)
- ・パソコンは、各自ご持参ください。
機材の都合上Mac は使用できません。イヤフォンジャックのあるものをご用意ください。
- ・オンラインの準備も各自でお願いします。

(5) レポート発表の通訳について

- ・レポート発表の手話通訳は、原則発表者の地元の手話通訳者でお願いします。

(6) レポートの閲覧

発表レポートについては、集会申込後に参加者にご案内する、レポート閲覧の URL よりご確認ください。(集会当日配布する大会誌にも掲載します)。
分科会で十分に討論がされるためには、参加者が事前にレポートを読んで臨むことが大切です。
発表者の話も分かりやすく、スムーズに討論も進みます。

■報告書

- ・内容は、講座の資料(講師の許可を得たもののみ)および分科会でのレポート討議のまとめです。
- ・レポート閲覧の URL に掲載します。
- ・掲載は、2026年 12 月以降の予定です。ご了承ください。

<実行委員会連絡先>

第59回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラム in しずおか～実行委員会
〒420-0856
静岡県静岡市葵区駿府町1番70号 公益社団法人静岡県聴覚障害者協会内
TEL 054-254-6303 FAX 054-254-6294
E-mail 59summer.sz@gmail.com

ご挨拶

この度、第59回全国手話通訳問題研究集会が静岡県で開催される運びになりましたことを心よりお慶び申し上げます。私ども(株)JT Bが大会にご参加されます皆様の参加申込・宿泊などのお手伝いをさせていただくこととなりました。

スタッフ一同総力を挙げて取り組み、万全の準備を致し、ご満足いただける集会となりますよう誠心誠意努める所存でございます。

株式会社 JT B 静岡支店
支店長 西田 高宏

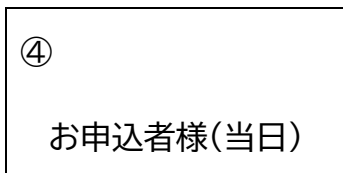
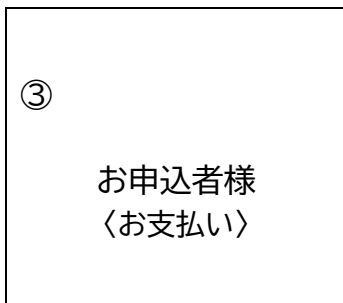
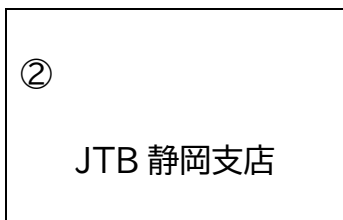
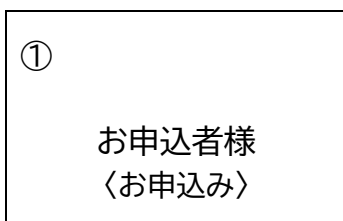
お申込みについて

WEB またはFAXにてお申込みください。

WEB 申込みの方は、23ページ記載の URL または二次元コードよりお申込みください。

FAX 申込みの方は、別紙申込書に必要事項をご記入の上お申込みください。

【お申込み～当日までの流れ】



【WEB 申込みの場合】 URL または二次元コードを読み取り、申込画面よりお申込みください。

【FAX 申込みの場合】 参加申込書にご記入後、株式会社 JT B へ直接お申込みください。

【申込開始:5月1日(金)10:00～申込締切:6月20日(土)23:59】

7月上旬頃

【WEB 申込みの場合】 お申込み後、記入されたメールアドレスに完了メールが届きますのでご確認ください。

【FAX 申込みの場合】 参加申込書に記載されたご住所へ手配内容確認書及び請求書を郵送いたします。

【WEB 申込みの場合】 マイページよりクレジット決済、または銀行振込みでお支払いください。(随時可能)

【FAX 申込みの場合】 請求書の到着後、請求書記載の口座へお振込みください。(請求書・手配内容確認書は後日、郵送予定です)

【支払期限 7月24日(金)】

振込手数料はお申込者様のご負担にてお願いいたします。

【WEB 申込みの場合】 各自マイページよりご登録完了メール(お申込時配信)を印刷してご持参ください。

【FAX 申込みの場合】 送付された、手配内容確認書をご持参ください。

4. 宿泊について(株式会社 JTB 静岡支店の募集型企画旅行です)

■宿泊設定日:2026年8月 27 日(木)~29 日(土)3 泊

・旅行条件書を予めご確認の上、WEB または FAX にてお申込みください。

※記載の旅行条件・代金の基準は 2026 年 4 月 10 日現在となります。

※宿泊条件:旅行(宿泊)代金は、お一人様あたり 1 泊朝食付サービス料・税金・宿泊税を含みます。

※宿泊は WEB にて部屋数の在庫を確認の上、お申込みください。

※宿泊当日は「宿泊確認書」を宿泊施設フロントにご提出ください。

※部屋タイプは洋室シングルルーム(1 名 1 室)または洋室ツインルーム(2 名 1 室)です。

※添乗員は同行いたしません。宿泊手続きはご自身で行っていただきます。

※最少催行人員 1 名

※宿泊予約についてのご注意

・宿泊予約は先着順となります。部屋数に限りがございますので、ご希望に添えない場合もございます。

・全ホテル禁煙となります

地図記号	施設名	部屋タイプ	宿泊日	旅行(宿泊)代金	アクセス
①	ホテルオーレイン	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	17,000円 17,000円 17,000円	J R 東海道線静岡駅北出口→徒歩約10分
②	ホテルアソシア静岡	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	15,000円 15,000円 19,000円	J R 東海道線静岡駅北出口→徒歩約1分
③	静鉄プレジオ静岡駅南	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	13,750円 13,750円 18,810円	J R 東海道線静岡駅南出口→徒歩約2分
④	静鉄プレジオ静岡駅北	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	12,980円 12,980円 17,710円	J R 静岡駅北出口→徒歩約3分
⑤	くれたけインプレミアム 静岡アネックス	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	13,750円 13,750円 13,750円	J R 東海道線静岡駅北出口→徒歩約6分
⑥	くれたけインプレミアム 静岡アネックス	ツイン (2名1室)	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	12,000円 12,000円 12,000円	J R 東海道線静岡駅北出口→徒歩約6分
⑦	くれたけインプレミアム 静岡駅前	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	11,900円 14,000円 17,000円	J R 東海道線静岡駅北出口→徒歩約3分
⑧	くれたけインプレミアム 静岡駅前	ツイン (2名1室)	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	10,700円 12,000円 14,000円	J R 東海道線静岡駅北出口→徒歩約3分
⑨	三交イン静岡北口	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	12,500円 13,000円 18,500円	J R 静岡駅北出口→徒歩約8分
⑩	ホテルグランヒルズ静岡	シングル	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	17,000円 17,000円 19,000円	J R 静岡駅南出口→徒歩約1分
⑪	ホテルグランヒルズ静岡	ツイン (2名1室)	8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	13,500円 13,500円 14,500円	J R 静岡駅南出口→徒歩約1分

宿泊地図 (JTB静岡支店の募集型企画旅行)



5. 申込・支払い方法について

1) 申込方法について

申込開始日:2026年5月1日(金) 10:00~

下記の URL または二次元コードからお申込みください。
<https://amarys-jtb.jp/summerforuminshizuoka/>



集会参加申込締切日:2026年6月20日(土) 23:59

2) 支払い方法について

集会参加費及びその他の費用お支払い締切日:2026年7月24日(金)

【WEB 申込の場合】

マイページの支払いボタンより、支払手続きを行ってください。

支払画面にてご予約内容を確認後、間違いがなければ、期日までに銀行振込またはクレジットカード決済にてお支払いください。銀行振込を選択の場合、WEB 請求書の発行が可能となります。振込先情報につきましては、請求書に記載しておりますので併せてご確認ください。

【FAX 申込みの場合】

7月上旬頃送付される請求書に記載の振込口座にお振込みをお願いいたします。

※銀行振込の際に発生する振込手数料はお客様負担となります。予めご了承ください。

6. 変更・取消について

◆変更・取消について、WEB または FAX にて変更・取消の操作をお願いします。

※ご入金日によっては WEB で操作いただけない場合があります。その場合はお手数ですが、FAX または電話にてご連絡をお願いいたします。

※宿泊について契約成立以降に解除される場合、次頁の表の取消料を申し受けます。

※宿泊施設への直接の変更・取消は手配に混乱が生じますので、WEB 内にて操作または FAX、電話にてご連絡ください。

操作についてご不明な点がございましたら、当社の方にご連絡をお願いいたします。

※変更・取消によりご返金が生じた場合は、次頁の表の取消料を差し引いてご返金いたします。

【集会参加の取消について】

参加費用のお支払い完了後のキャンセルは、いかなる場合も集会参加費の返金には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

【弁当の取消について】

弁当に関する取消料	
取消日	取消料
利用日の4日前まで	無料
利用日の3日前から当日	弁当料金の 100%

※弁当個数減の場合も上記の適用となります。

【交流会の取消について】

交流会に関する取消料	
取消日	取消料
利用日の3日前まで	無料
利用日の2日前から当日	交流会参加費の 100%

【宿泊の取消について】

宿泊については、申込数分が1つの募集型企画旅行となりますので契約成立以降解除される場合は合計旅行(宿泊)代金に対し下記の取消料を申し受けます。なお、旅行開始後の取消については100%の取消料を申し受けることとなり返金はありませんので、予めご了承ください。

宿泊に関する取消料		
取消日		取消料
ご宿泊日の前日から起算してさかのぼって	6日目まで	無料
	5日目以降4日目まで	20%
	3日目以降2日目まで	30%
旅行開始日前日の解除		40%
旅行開始日当日の解除		50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加		100%

ご宿泊当日 12 時までに取消連絡のない場合は無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

【A 講座の取消料】

A 講座に関する取消料		
取消日		取消料
ご宿泊日の前日から起算してさかのぼって	21日目までの解除	無料
	20日目から11日目までの解除	旅行代金の20%
	10日目から8日目までの解除	
	7日目から2日目までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除		旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除		旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の100%

7. 個人情報の取扱いについて

当社は今回の集会申し込みの際に提出いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに集会運営に必要な範囲内で当社及び集會事務局と共同利用させていただきます。

それ以外の目的で利用することはありません。個人情報の管理には当社個人情報保護方針に基づき適切な体制で臨んでおります。

【旅行企画・実施】

株式会社 JTB 静岡支店 営業課 担当:加藤雅大・太田悠斗
静岡県静岡市葵区御幸町 5-9 静岡フコク生命ビル 8 階
(営業時間:月曜～金曜 9:30～17:30 土・日・祝祭日は休業)
総合旅行業務取扱管理者:石川 雄基
観光庁長官登録旅行業 第 64 号 一般社団法人日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引協議会会員



ボンド保証会員

※この旅行条件・旅行代金は、2026年4月10日現在を基準としております。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

1. 本旅行条件書第12条の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちパンフレット・ホームページ等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

- (株)JTB(東京都港区東品川2-3-11、2026年5月7日現在)東京都港区東新橋1-5-2観光庁長官登録旅行業第64号
 - (株)JTBエアリアル(東京都港区東横田1-5-2観光庁長官登録旅行業第72号)
 - (株)JTB(株)TBC(沖縄県那覇市旭町112-1観光庁長官登録旅行業第1492号)
 - (株)JTB エキスストラベリ/リゾーツ(東京都江東区豊洲5-6-52観光庁長官登録旅行業第1571号)
 - (株)JTBグローバルマーケティング&トラン(東京都港区東品川2-3-14観光庁長官登録旅行業第1723号)
 - (株)JTB エキス/ノーバーターズ(東京都港区港南1-6-31観光庁長官登録旅行業第1776号)
 - (株)JTBコミュニケーションデザイン(東京都港区芝3-23-1東京都知事登録旅行業第2種7116号)
- 2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理を行うことを引き受けれます。
- 3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット・ホームページ等、本旅行条件書、出発前にお渡りする最終旅行日程表と称する確定書面及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によりします。当社約款が必要な方は、当社にご請求ください。又は当社ホームページからご覧いただけます。

3. 旅行の申込みと契約の成立時期

- 1)当社は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます)にて必要事項を申込う、ホームページ、パンフレット等に記載した申込金(商品によっては旅行代金額)を添えて申し込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もあります。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のいずれか一部又は全部として取り扱います。また、旅行代金は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。
- 2)①当社は電話、郵便及びフランクネット/インターネットによる他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した時点で起算して3日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金又は旅行代金の支払がなかった場合、当社は申込みがなかったとして取り扱います。
- 2)お客様が当社ホームページ上で予約し、店舗で支払う方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いいただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- 3)お客様が当社ホームページ上で予約・決済を行う方法を選択した場合、第26項の通信契約による旅行条件を適用し、第26項(3)の定めにより契約が成立します。
- 3)旅行契約は、電話による申込みの場合、本項②(1)により申込金を当社が受領したときに、郵便・フランクネット/インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、申込金の支払い後、当社からの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、後者の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第26項(3)の定めにより契約が成立します。
- 4)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者その団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者と係行いたします。
- 5)契約責任者は、当社が定める範囲内に構成者の名簿を当社に提出しなければならないものとします。契約責任者は、第31項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

- 6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 7)当社は、契約責任者が団体、グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 8)当社は、契約責任者から構成者変更の申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に必要な費用は、お客様の負担となります。

4. ウェイティングの取り扱いについての特約

当社は、申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下によりお客様と特約を結んで、当社がウェイティングの締結を承諾する状態になった時点で旅行契約の成立を承諾する取り扱い(以下「ウェイティングの取り扱い」といいます)を行うことがあります。

- 1)お客様がウェイティングの取り扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当方からの回答を待つことができる期間(以下「ウェイティング期間」といいます)を確認のうえ、申込みに必要な事項をお伺いし、申込金相当額をお預かりします。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- 2)当社は、本項①の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知する旨に預り金を申込金に充当します。
- 3)旅行契約は、当社が本項②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- 4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 5)当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間内であったときでもお客様は取消料を収めません。

5. 申込み条件

申込み時のご本人様(未成年の方が親権者と同行しない場合は親権者の同意書の提出が必要です。また、旅行開始時点で17歳未満又は中学生以下の方の参加には保護者の全行程同行を条件とします(一部ツアー研修ツアー等を除く。))

- 2)参加にあたり一定の条件を定め旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に一致しない場合は、申込みをお断りする場合があります。
- 3)お客様が下記①～③のいずれかに該当した場合は、申込みをお断りすることがあります。
- 1)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明した場合
- 2)当社らに対する暴力的又は不当な要求行為や、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合
- 3)健康を害したたり、傷病や怪我を原因として当社らの信用を棄損したり業務を妨害する等の行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合
- 4)健康を害している方、車椅子等の器具を利用している方や身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、自身を旅行契約の申込み時に申し出てください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺い、又は書面にてそれらを申し出いただくことがあります。また、旅行契約成立後にこれららの状況によりお客様も直ちに申し出てください。
- 5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために、助産師の同行、医師の診断書の提出、コース決定に関する内容を事前に患者を連絡することをあります。また、お客様から申出を受けたことに基づき、お客様がご都合がよい場合は旅行契約の申込みをお断りし、又は旅行契約を解除することがあります。なお、お客様からの申出に基づき、当社が講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担となります。
- 6)当社は、本項(1)(2)(4)(5)の場合に当社よりお客様と連絡が必要なときは、(1)(2)は申込みの日から、(4)(5)は申出の日から、原則として1週間以内に連絡します。

- (7)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で引き付ける場合があります。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、申込みをお断りする場合があります。
- (9)その他お客様の業務上の都合があるときは、申込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

①当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しします。契約書面は「パンフレット・ホームページ」本旅行条件書等により構成されます。

2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報に記載した最終旅行日程表を、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、申込みが旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でのお渡しの場合、インターネットを利用したアプリ等で案内することがあります。

7. 旅行代金の支払い

- 1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降に申込みの場合は、旅行開始日前の当社らが規定する期日までにお支払いいただきます。
- 2)本項(1)の定めにかかわらず、航空会社が設定する個人包括旅行サービス(申込時期、利用便の空席状況によって運賃が変動)適用の航空券を使用するコースは申込みと同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。
- 3)当社とお客様が第26項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合でも、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金を追加払い、追加払いとして表示したものを含むお支払いの取消料、違約料、第11項に規定する手数料を含む追加払い、14項記載の送迎手数料をお支払いいたします。また、この場合のカード利用日は、お客様から申込みの日限り、お客様の承諾日といたします。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

8. 旅行代金について

- 1)旅行代金とは、「パンフレット・ホームページ」に記載の旅行代金(又は基本代金)に追加代金を加え、割引代金を差し引いた計算後の金額をいいます。旅行代金は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。
- 2)特に注釈のない場合、旅行開始日に基づき、おとな代金は満12歳以上の方に適用します。こども代金は満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方に適用します。

9. 旅行代金に含まれるもの

- 1)旅行日程に明示した空港、船舶、鉄道、バス等運送機関の運賃、料金(注釈のない限りエコノミークラス、普通車を基準とします)
- 2)旅行日程に明示した空港・駅・港等と宿泊施設間の送迎料金(お客様負担である旨を表示した場合は除く)
- 3)旅行日程に明示した観光料金(バス料金・入場料・ガイドが案内する場合のガイド料)
- 4)旅行日程に明示した1室あたりの利用人数による宿泊料金及び消費税、サービス料(特に表示のない場合は「宿泊料」・入場料を含みます)
- 5)旅行日程に明示した食料料金及び消遣料、サービス料(機内食を除く)
- 6)利用航空会社の規定範囲内での高託手荷物運賃料(各航空会社、利用座席クラス、路線によって異なるため、詳しくは航空会社にお問い合わせください)
- 7)添乗員同行コースの添乗員経費、及び団体行動中のみ付け
- 8)その他パンフレット・ホームページ等で旅行代金に含まれる旨を表示したものの上記諸費はお客様の都合により一部利用されなくとも払い戻しません。

9)空港諸税込みのコースにおける空港諸税(該当コースについては、関係機関により空港諸税の増減は停止された場合でも旅行代金の変更はありません)

10. 旅行代金に含まれないもの

- 1)前項のものは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
- (1)超過手荷物料金(所定重量・容量・個数を超過した場合)、及びすべての場合の高託手荷物料金
- 2)宿泊税・入湯税等、宿泊施設利用時に宿泊施設が徴収する諸税(新設されたものを含む、ただし「パンフレット・ホームページ」等で旅行代金に含む旨明示した場合を除く)
- 3)フリーリング代、電話代、ホテルレストラン従業員等のチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料
- 4)希望のみに参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- 5)運送機関が課す付加運賃、料金(燃油サーチャージ、座席指定料金等)
- (6)お土産代・自費で発着空港集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費
- 7)特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用
- 8)傷害・疾病による医療費等
- 9)国内旅行保険料
- 10)宿泊施設等が提供する送迎サービスに係る費用
- 11)インターネットを通じた旅行サービス提供による通信料

11. 追加代金と割引代金

- 1)第8項(1)で「追加代金」は、以下の代金をいいます(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合は除く。)
- 1)ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための当社が「○○プラン」等と称する追加代金
- 2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
- 3)ホテルの宿泊延長のための当社が「○○プラン」等と称する追加代金
- 4)航空座席のクラス変更に関する追加代金
- 5)その他、基本旅行代金に含まれないストレートチェックインや航空会社の指定に要する追加代金等、「○○プラン(追加)代金」等と称するもの
- 2)第8項(1)で「割引代金」は、早期申込者を対象とした割引等、「○○割引(代金)」等と称するものをいいます(あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合は除く。)

12. 旅行契約内容の変更

- 1)旅行契約締結後、天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、普公署の命令、当初の運行計画と異なる運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービス、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。
- 2)当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、パンフレット・ホームページ等に特に記載がある場合を除き、IT運賃(包括旅行用運賃)を適用しており、お客様の都合により復路の便に搭乗した場合は、普公署の命令、航空会社の運賃条件・規定により、当社へ片道普通運賃との差額等をお支払いいただくことがあります。また、航空会社の定める運賃制に基づき当社が予約・発券済みの航空券の全便回を順番に利用することが条件となっています。復路に際するお客様の都合により一部便回のみ便に搭乗した場合は、航空会社によりその充の予約がすべて取り消され、新たに航空券を購入いただくことがあります。
- 3)お客様の都合による発着・帰着日及びコースの変更はできません。また、運送機関の便名・クラスや宿泊施設の客室タイプ・利用人員等、契約内容の一部の変更であってもお受けできない場合があります。これらについては、旅行全体の取消とみなし、契約解除のうえ新たな旅行契約を締結していただくこととなります。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)第12項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料の範囲に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用を含む)の減少又は増加が生じたときは、その差金の提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブック)の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更します。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員及び旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

14. お客様の交替

お客様は、本旅行の承諾を得、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様に当該姓の書面(必要事項を記入の上、当社に提出いただきます)この際、交替に要する手数料として所定の金額を支払います(その他に航空券発行済みのときの再発券に関わる費用や利用運送機関、宿泊機関・観光施設等の再予約に伴う追加費用等を別途請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けただけ、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、コースや申出時期、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替を断る場合があります。

15. 旅行開始後の契約解除・払戻し

- 1)お客様による解除・払戻し
- ①お客様が本項(1)の①よりホームページ等に記載した取消料を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし差額引の申出は、お客様が申込金に申込窓口の営業時間内にお受けします。当該窓口の営業日・営業時間はお客様自身で必ず確認ください。
- ②お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の①の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a. 当社によって契約内容が変更されるとき。ただし、その変更が第25項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであると認めるとき。
- b. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c. 天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、普公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- d. 当社がお客様に対し、第6項(2)に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき、e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき
- ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金を上回る場合は、差額分を申し受けれます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

2)当社による解除・払戻し

- ①お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- a. お客様が当方のあらかじめ明示した性別・年齢・資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e. お客様が第5項(3)の①から③までいいずれかに該当することが判明したとき。
- f. お客様の利用人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にある日より前までに、旅行を中止する旨を通知します。なお、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しない場合は、お客様がご都合がよいと認められたとき。
- h. 天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、普公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(2)の②より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の契約解除・払戻し

- 1)お客様による解除・払戻し
- ①お客様が本項(1)より旅行サービスの一部を利用されたにもかかわらず、又は途中で離断された場合、又はお客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。
- 2)旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③本項(1)の③の場合において、当社は、旅行サービスのうち旅行サービスの当該受領することができなかった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料の範囲に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2)当社による解除・払戻し

- 1)旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背等これららの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. お客様が第5項(3)の①から③までいいずれかに該当することが判明したとき。
- d. 天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、普公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2)解除の効果が及ばない事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるとき、これをお客様の負担とします。この場合、当社が旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービスの費用を差し引く又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。
- ③本項(2)のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るときの必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

